

節税レポート



会社を設立された経営者の皆様へ

発行日 2006.11.10.

テーマ 青色申告の承認申請他

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

会社の設立登記も終わった。会社も出来た。さあガンバッテ仕事するぞ！と走り出す前に税務署に法人設立届出書を提出しましょう。

この時、青色申告の承認申請書を忘れずに、提出することが大切です。

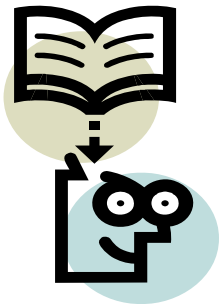
新設法人の多くは第一期は赤字です。**青色申告の承認申請書を提出しておれば、赤字を7年間繰越して、所得から控除できるのです。**青色申告の承認申請書を提出しておれば、赤字も会社の財産になります。

この青色申告の承認申請書には、欠損金の繰越の他にも多くの特典があります。一枚申請書、届け出書を提出するかどうかだけで、税額が異なってきます。一度税務署関連の届け出書をチェックしてみてください。



発行	岡崎駿志税理士事務所
住所	〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL	03(5287)6818
FAX	03(5287)6819
Eメール	okaza-oz@s2.webjapan.ne.jp
URL	www.kaikei-home.com/okazaki-office

1 税務署への届出書

提出書類名	提出期限
<p>1) <u>法人設立届出書</u></p> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 定款等の写し ② 登記簿謄本 	<p>設立から2ヶ月以内</p>
<p>2) <u>青色申告の承認申請書</u></p> <p>特典</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 欠損金の7年間繰越赤字額を翌期以降の所得と相殺できます。7年間。赤字が消えるまで、税金は発生しません。 ② 特別償却、割増償却の計上 ③ 取得資産の圧縮記帳 ④ 各種準備金の設定 ⑤ 税額控除の適用 ⑥ 税務署による推定課税の排除 	<p>設立から3ヶ月以内 or 第1期事業年度終了日 何れか早い日の前日</p>
<p>3) <u>たな卸資産の評価方法の届出</u></p> <p>商品、製品、原材料他の期末評価方法を届出ます。 先入先出法、後入先出法等の中から評価方法を選択します。評価方法により、利益が変わります。 期末評価額 → 原価 → 利益</p> <p>評価方法を選択しない場合は法定評価方法である最終仕入原価法になります。</p>	<p>第1期の確定申告提出期限まで</p> 

<p>4) <u>減価償却資産の償却方法の届出書</u></p> <p>減価償却資産の償却方法を届出ます。定率法か定額法を選択します。早期に償却したいときには、定率法が有利です。建物は定額法に決められています。償却法を届出なかった場合は法定償却法である定率法となります。</p>	<p>第1期の確定申告提出期限まで</p>
<p>5) <u>給与支払事務所等の開設届出書</u></p>	<p>給与支払日から1ヶ月以内</p>
<p>6) <u>源泉所得税の納期特例承認に関する申請書</u></p> <p>給与を支給した場合、給与に係る源泉所得税を徴収して、翌月10日までに納付することになっております。しかし、給与等の支払いを受ける人が、10人未満である場合は、この申請書を提出することにより、年2回納付すればよいことになります。</p> <p>1月～6月分を7月10日に納付 7月～12月分を翌年1月20日に納付</p>	<p>提出月の翌月から適用される。</p> <p>4月中に提出すると、4月源泉徴収分は5月10日が納期限 5月～6月源泉徴収分は7月20日が納期限</p>
<p>7) <u>法人(設立時)の事業概況書</u></p>	<p>法人設立届出書と同時</p>
<p>8) <u>消費税簡易課税制度選択の届出書</u></p> <p>原則課税方式に替えて、簡易課税方式を選択する場合届出ます。</p> <p>実仕入率 < みなし仕入率の場合簡易課税方式が有利となります。</p>	<p>新しく課税事業者となった場合は、第1期末まで</p>
<p>9) <u>消費税課税事業者選択届出書</u></p> <p>輸出業者などはこれを提出することにより、消費税が還付されます。</p>	<p>第1期事業年度終了日</p>